



## 東京都環境確保条例（アスベスト関係）の改正について

東京都は大気汚染防止法の改正に合わせ、東京都環境確保条例（アスベスト関係）を改正し、同条例を6月1日から施行しました。

あわせて「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」を改訂しました。環境確保条例における主な改正の内容は以下の通りです。

○解体等工事の受注者は、条例届出に必要な事項について発注者へ説明をする

○発注者は、石綿飛散防止法等計画の届出を行う

○石綿飛散の監視方法について、

①工事前・作業中・工事後、敷地境界にて行う石綿の測定方法に、アスベストモニタリングマニュアル（環境省）を追加（※石綿濃度の管理の目安⇒石綿繊維数濃度 1本/L以下）

②測定結果や飛散状況の監視結果を記録し、3年間保存

○遵守事項・作業基準の規定による実施処置等を記録し、3年間保存

\*環境確保条例の届出対象は、以下の通りです。

①吹付け石綿の使用面積が15m<sup>2</sup>以上、

②吹付け石綿、保温材等が使用されている建築物の延べ面積または工作物の築造面積が500m<sup>2</sup>以上

ご不明な点がございましたら、「空気中の石綿計数分析に関するクロスチェック事業」にてAランクを取得している当社までお問い合わせください。

資料 東京都環境局 東京都アスベスト情報サイト

化学分析箇所 鈴木敏純

## 臨時休業について（お知らせ）

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり臨時休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 8月14日（木）

## フタル酸エステル類の規制に関する法を公布

中国国家標準化管理委員会は2014年5月6日、中国人民共和国国家標準(GB6675-2014)を公布し、子供向け製品についての安全基準を設けました。この法律は2016年1月1日より施行される予定となっています。

○規制対象

14歳以下の子供向けに製造された製品

○規制対象となる製品とフタル酸エステル類の規制(カッコ内の数字はCAS番号を示します)

1) 子供が口に入れられる大きさのものを含む、全ての製品

フタル酸ジブチル(DBB) (84-74-2)

フタル酸ベンジルブチル(BBP) (85-68-7)

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEH) (117-81-7)

規制濃度：上記3種類合計で0.1%

2) 子供が口に入れられる大きさの製品

フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP) (117-84-0)

フタル酸ジイソノニル(DINP) (68515-48-0, 28553-12-0)

フタル酸ジイソデシル(DIDP) (26761-40-0, 68515-49-1)

規制濃度：上記3種類合計で0.1%

当社では、フタル酸エステル類の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014年5月6日付 中国国家標準化管理委員会

GB6675.1~4-2014 化学分析箇所 山本倫大

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請について \(株式会社富山環境整備/富山県\)](#)

[2. 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請について \(株式会社GE/大阪府\)](#)

[3. 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請について \(オオノ開発株式会社/愛媛県\)](#)

[4. アスベスト大気濃度調査結果について\(平成25年度\)](#)

[5. 水質汚濁防止法に基づく規制項目の許容限度見直し等について](#)



## 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012年に水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014年4月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

